

総合評価方式（建設工事）における人権に関する取組の評価について

1 評価内容

総合評価方式（建設工事）において、人権が尊重される社会の実現のため、社会貢献度評価項目として「企業の人権に関する取組実績」の評価を導入します。

「企業の人権に関する取組実績」として（１）「三重県が開催する人権に関する研修※の受講実績のある場合」又は、（２）「公正採用選考人権啓発推進員の選任をしている場合」に評価することとし、配点は以下のとおりです。

評価項目		評価基準		配点
社会貢献度	①次世代育成支援活動実績	左欄の①～⑤のうち、 該当する項目数		10
	②男女共同参画活動実績	5項目	10	
	③障がい者雇用実績	4項目	9	
	④環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)	3項目	8	
	⑤人権に関する取組実績	2項目	7	
		1項目	5	
		実績（認証取得）なし	0	

確認は、（１）については人権研修受講確認申請書（確認書）（三重県の受付印が押印されたもの）、（２）については公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書（ハローワークの受理印が押印されたもの）により行います。

※ 「三重県が開催する人権に関する研修」の詳細については、三重県環境生活部人権課のホームページでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/index.htm>

2 適用日

2019年6月1日以降に公告を行う案件から適用します

【総合評価方式に関するお問い合わせ先】

四日市港管理組合経営企画部総務課 TEL：059-366-7009

【三重県が開催する人権研修に関するお問い合わせ先】

三重県環境生活部人権課人権班 TEL：059-224-2278

【公正採用選考人権啓発推進員の制度に関するお問い合わせ先】

三重労働局職業安定部訓練室 TEL：059-261-2941

【公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書の提出先】

最寄りのハローワーク（公共職業安定所）

《参考》

1 公正採用選考人権啓発推進員について

三重県及び三重労働局・公共職業安定所（ハローワーク）では、雇用主等が同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解のもとに、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムを確立するよう取り組んでいます。

この取組の一環として、労働局・ハローワークでは、事業所における公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」）の設置を促進しています。

推進員は、就職の機会均等を確保する観点に立って、各事業所内で公正な採用選考システムの確立を図る役割とともにハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担っていただきます。

具体的には、各事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者（旗振り役）としての役割を担います。

この役割を果たしていただくために、推進員には、ハローワークや労働局が定期的開催する研修会を通じて、公正採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深めていただいています。

2 公正採用選考人権啓発推進員の選任手続き

- (1) 推進員は、常時使用する従業員数が30人以上の事業所において、人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から選任していただきますが、30人未満の事業所であっても選任することが可能です。
- (2) 推進員を新たに選任した場合は、事業所を管轄するハローワークに「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」を提出してください。
- (3) 人事異動等により推進員の選任替えをした場合も、同様に事業所を管轄するハローワークに「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」を提出してください。

3 公正採用選考人権啓発推進員設置確認等の手続き

- (1) 公正採用選考人権啓発推進員設置の評価を受けるためには、四日市港管理組合において推進員の設置を確認する必要がありますので、総合評価一般競争入札の入札参加申請手続において、ハローワークの受理印が押印された「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」の写しを提出してください。
- (2) ハローワークの受理印が押印された「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」の写しを保管していない場合は、あらためて事業所を管轄するハローワークに「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」を提出してください。

三重県内のハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号	F A X 番号
桑 名	〒511-0078 桑名市桑栄町1-2 サンファレ北館 1階	0594-22-5141	0594-23-2604
四日市	〒510-0093 四日市市本町3-95	059-353-5566	059-354-1921
鈴 鹿	〒513-8609 鈴鹿市神戸9-13-3	059-382-8609	059-383-5619
津	〒514-8521 津市島崎町327 - 1	059-228-9161	059-223-2395
松 阪	〒515-8509 松阪市高町493 - 6 松阪合同庁舎	0598-51-0860	0598-50-4186
伊 勢	〒516-8543 伊勢市岡本1-1-17	0596-27-8609	0596-27-1384
伊 賀	〒518-0823 伊賀市四十九町3074 - 2	0595-21-3221	0595-24-2989
尾 鷲	〒519-3612 尾鷲市林町2-35	0597-22-0327	0597-23-2664
熊 野	〒519-4324 熊野市井戸町赤坂739 - 3	0597-89-5351	0597-89-5369